

(仮称) 茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会 規約(案)

(名称)

第1条 この会議は、(仮称) 茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨をはじめ、台風等の豪雨による大規模な浸水被害が発生していることを踏まえ、河川管理者、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、県央ブロック内の県管理河川流域において、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときは、別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会は幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者を持って構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要があると認めるときは、別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1 現状の水害リスク情報や減災に係る取組状況の共有

2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するための各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

- 3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、水戸土木事務所が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年 月 日から施行する。

別表 1

機 関 名	職 名
水戸市	市長
笠間市	市長
鉾田市	市長
小美玉市	市長
茨城町	町長
大洗町	町長
城里町	町長
気象庁 水戸地方気象台	防災管理官
茨城県 生活環境部 防災・危機管理課	課長
茨城県 土木部 河川課	課長
茨城県 土木部 鉾田工事事務所	所長
茨城県 土木部 水戸土木事務所	所長（協議会議長）
（オブザーバー）	
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所	
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所	
独立行政法人 水資源機構 利根川下流総合管理所	

順不同

別表 2

機 関 名	職 名
水戸市	市民協働部長
笠間市	総務部長
鉾田市	総務部長
小美玉市	危機管理監
茨城町	総務部長
大洗町	生活環境課長
城里町	総務課長
気象庁 水戸地方気象台	水害対策気象官
茨城県 生活環境部 防災・危機管理課	副参事
茨城県 土木部 河川課	技佐兼課長補佐
茨城県 土木部 鉾田工事事務所	次長
茨城県 土木部 水戸土木事務所	次長（幹事会議長）
(オブザーバー)	
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所	
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所	
独立行政法人 水資源機構 利根川下流総合管理所	

順不同